

つなぐ つたえる 地域農業

2022年9月10日発行

No.33

十日町市農業委員会

妻有のきずな

十日町市農業委員会だより

ドリームバトン★

あなたの夢を教えてください

十日町・飛渡

(農)ふれあいファーム三ヶ村

中島 弘智 (43)

なかじま ひろとも

僕の夢、目指している未来は「地球の裏側の人が笑顔になれる農業」です。自分たちの農業が地球の裏側の人を不幸にしたり、環境負荷が高くなるようなことはしたくない。

だから、その未来を実現する手段として有機栽培や無農薬栽培に挑戦しています。そのなかで、子どもたちに「美味しいと感じる心」「体が健康になること」「安心して食べ続ける」など、伝えていきたいです。

近い夢としては、いま離乳食を開発中です。生まれて初めてまず、赤ちゃんが口にする食べ物を、自分たちのお米と絵本をセットで届けて、生まれてから死ぬまで、お米を通じて関わっていきたいです。

ちなみに、絵本はこちら。

なぜ絵本かというと、幼稚園や保育園にお米を届ける中で、お米を届けることが目的ではなく手段と気づいたのです。僕はやはり「自分の子どもが食べ続けられる米作りをしたい」という思いがあって。「おいしい」の周りには、生産者、生き物、田んぼで遊んだ記憶、いろんな紐付けがされて記憶に残る体験になります。この絵本も、子どもたちにとって、三ヶ村の世界と繋がるきっかけとなってほしいです。





農業委員の活動がわかる！
トピックス

農林水産省 経営局・農村振興局との 意見交換会がありました！



意見交換会の様子

令和四年六月三十日に農水省経営局、農村振興局の職員が当市を訪れ、松代地域の棚田を視察しました。農業委員会からは三名の委員が参加し、人・農地プラン実施に向けた「地域計画」の策定や最適土地利用対策等について当地域の農業事情をふまえて意見交換が行われました。

参加者からは当地域は雪国であり、米価の下落や物価の上昇により農業経営は厳しい。担い手も少なく、今ある法人もこれ以上の集積は難しいなど、農水省が理想とする形に持っていくことはなかなか厳しいとの意見も出されていました。

全国農業委員会会長大会と県選出国会議員への要請活動



要請活動の様子

令和四年五月三十一日に東京で全国農業委員会会長大会が開催され、村山会長が出席しました。大会では「持続可能な農業・農村を創るための政策提案」など第一号から四号までの議案が審議・議決されました。

大会終了後は、新潟県選出国会議員への農業・農政に対する要請活動も合わせて行いました。

十日町市農業委員会だより「妻有のきずな」が 全国農業新聞特別賞を受賞！



情報部会の北村会長（右）と村山副会長（左）

年二回発行している十日町市農業委員会だより『妻有のきずな』が新潟県の代表誌となり、第二十八回農業委員会だより全国コンクールで『全国農業新聞特別賞』を受賞しました。

前回の平成三十一年は全国農業新聞賞で、今回はそれを上回る上位入賞となりました。

取材にご協力いただいた皆様、原稿を提供していただいた方々に感謝申し上げます。

中里地域



株式会社フォーシーズン

十日町市如来寺甲 3312 / ☎ 025-755-5151

FAX 025-755-5152 ✉ fourseasons-tokamati@blue.ocn.ne.jp

HP <https://www.4seasons.niigata.jp/>

経営概要▶田 15ha 畑 0.3ha (雪下ニンジン・ねぎ)

農作業受託 有

「農家が丹精込めて作った美味しいお米を、本物のままで提供したい」という強い思いを込めて栽培しています。若者が働きやすい環境づくり、若い世代が楽しく農業ができる環境づくりを目指していきたいと思っています。

本物のままで提供したい

農地の集積で
地域の農業を支える

十日町市の

農地所有 適格法人

農地所有適格法人は、以前「農業生産法人」と言われていましたが、法律が変わり名称が変更になりました。市内には現在四十五の法人が農業委員会に届出をしており、農地の貸し借りの他、農地を所有することも可能となっています。今後いくつかの法人を随時ご紹介していきたいと思っています。



ここが嬉しい！全国農業新聞

全国農業新聞

農家の経営や暮らしに役立つ情報
もりだくさん！

◆オールカラーで「見やすい」「分かりやすい」！

◆見本誌や購読お申し込みは

お近くの農業委員または農業委員会事務局まで



毎週金曜日発行 B3 版 8~10p

購読料：月 700 円（送料・税込）

十日町地域



有限会社花水農産

十日町市中条 667 番地 / ☎ 025-752-3782

FAX 025-757-0984 / ✉ m-ken627@coral.ocn.jp

HP <https://www.hanamizunousan.co.jp/>

経営概要▶田 42ha 畑 8ha (大豆) その他 0.27ha (いちご)

農作業受託 有

借受け希望農地▶中条周辺 田 10ha

契約：賃貸借 / 要望：大型機械が入れる農地

みやうちの豆腐が大人気！
魚沼産コシヒカリを主力に、こがねもちや大豆栽培も行い、餅加工や豆腐加工に利用、移動販売車で直接お客様へお届けしている。施設園芸ではいちごの栽培に力を入れています。ITやIoTを利用し勘に頼らない農業を進めています。

農業委員会からの お知らせ

農地に関する相談は
農業委員会事務局へ

相続登記が義務化に…！

皆さんは、「所有者不明土地問題」というのを御存じでしょうか。所有者不明土地とは、登記簿の所有者情報をもとに調査しても所有者が判明しない。または判明しても連絡がつかない土地のこと。これらの土地の多くは「相続登記がされない」などの理由から日本各地で増加しており、二〇一六年時点で約四一〇万haと九州本島より広いと言われています。

今も増え続ける所有者不明土地は、所有者特定に時間と労力を要することから公共事業の用地取得のみならず、農地の集積・集約化、災害の復興などが進まないなど、問題となっています。

こうした状況から令和三年に所有者不明土地の「発生予防」の観点から不動産登記法が改正されました。

各種申請の義務化はまだまだ先のように感じられますが、早めに登記簿の内容を確認し、相続登記が済んでいない方、登記簿の内容と現況が一致していない土地は、法務局や司法書士等に相談しながら申請手続きを進めていただきますようお願いいたします。

相続登記の必要書類

共通して必要な書類	入手場所
☐ 登記申請書（様式）	法務局のホームページ
☐ 亡くなった人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本	亡くなった人の本籍地の市町村役場 （転籍などにより他市町村から戸籍が移った場合、移動前の市町村に請求する必要があります。）
☐ 亡くなった人の最後の住所を証明する住民票の除票（戸籍の附票）	亡くなった人の住所地の市町村役場 （戸籍の附票は亡くなった人の本籍地の市町村役場）
☐ 相続人全員の戸籍謄本	各相続人の本籍地の市町村役場
☐ 不動産を取得する相続人の住民票	不動産を取得する相続人の住所地の市町村役場
☐ 固定資産評価証明書	不動産がある市町村役場
【その他の書類】	
☐ 遺言による相続の場合…遺言書	
☐ 遺産分割協議による相続の場合	
・遺産分割協議書（相続人全員の記名と実印による押印が必要）	
・遺産分割協議を行った相続人全員分の印鑑証明書（印鑑登録をしている市町村役場）	

※相続登記の申請に必要な書類はケースによって異なるため、最寄りの法務局にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

News

農業委員会事務局の本局が移転しました。

農業委員会事務局の本局が、十日町事務所を統合し、4月から本庁舎2階の農林課となりに移転しました。これに伴い中里庁舎には地域振興課内に農業委員会中里事務所が設置されています。

移転・新設された部署		移転先	連絡先
農業委員会事務局	本局（移転）	本庁舎2階	757-3286
	十日町事務所（統合）		
	中里事務所（新設）	中里庁舎 地域振興課内	763-2515

解説します！

重要です、改正ポイント 不動産登記法

相続登記の申請が義務化



農業委員会事務局
富井 悟

相続しても所有権の移転登記を行わないケースが多数あり、所有者不明土地の増加につながっていることから、所有権を取得した相続人に対し、**所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました**。施行日は令和6年4月1日からですが、施行日前に発生した相続で名義変更を行っていない人も対象となり、**正当な理由がなく申請手続きをしなかったときは10万円以下の過料の適応対象**となります。

農地を相続した場合は、相続登記を行い、農業委員会事務局へ『農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出』も行ってください。

相続協議まとまらなければ、申告でもOK



相続人の合意がまとまらないなど相続登記を申請することができない場合に、自ら相続人であることを申告すれば相続登記の申請義務を果たしたものとみなされる制度が令和6年4月1日から施行されます。この申告登記後に遺産分割協議が成立し、**相続人が決まった場合は、遺産分割の日から3年以内に名義変更登記が必要になります**。

氏名・住所変更登記の申請も義務化



土地の所有者氏名（名称）、住所の変更も申請が義務化されます。変更があった日から2年以内に変更登記の申請をしなければなりません。

令和8年4月までに施行されますが、**施行日前からの住所等の変更登記をしていない土地も適用され、申請手続きを怠ると5万円以下の過料の適用対象**となります。この変更登記の義務化に伴い、登記官が本人の了解のもと、他の公的機関から取得した情報により職権で変更登記をする新たな仕組みも導入されます。

地目変更も登記手続きを



氏名・住所の変更の他に、農地転用許可を受け、**農地を宅地等に転用した場合は、農地転用後1カ月以内に地目変更登記の申請を行わなければなりません**。期間内に地目変更登記をしなかった場合は10万円以下の過料に処せられる場合があります。農地転用が完了した際は、速やかに農業委員会事務局に『**完了届と転用事実確認願い**』を提出してください。

詳しくは法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」をご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html

農地の改良・転用

気をつけて！

●農地（田・畑）を改良するときは届出をお願いします。

農家のみなさんが耕作の利便性を向上させる目的で、地盤のかさ上げや農業用機械の乗入れ口を整備するなどの農地改良や造成工事を行う場合には、「農地改良届出書」の提出をお願いします。

●農地の転用とは？

農地を住宅、資材置き場、駐車場など農地以外の用途に変更することです。

農地を転用するには、許可申請または届出の手続きが必要です。（一時転用含む）

●許可を取らずに転用したら？

無断で農地転用すると、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられる可能性があります。（法人は一億円以下の罰金）



編集後記

農業委員会だより「妻有のきずな第33号」をお届けします。

今年は全国各地で暑い夏になりました。北陸地方は6月14日に梅雨入りし6月28日に梅雨明けとなり統計以来最も早い梅雨明けとなりましたが、その後は猛暑、酷暑といった身体にこたえる暑さが多かったと思います。これからは台風や大雨が気になりますが、秋の収穫を無事に迎えられることを祈ります。

【事務局】

農地のお悩み相談は

お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局まで。